続発する大規模災害の支援活動に対する緊急アピール

地殻変動の活動期に入ったといわれる日本列島は、1995年1月の兵庫県南部地震以降、ここ10年でも大規模な津波、原発事故を伴った2011年の東北地方太平洋沖地震をはじめとして、2016年の熊本地震、18年の大阪北部地震、北海道胆振東部地震が起こり甚大な被害が続発しています。

また2014年の広島土砂災害、15年の常総市の豪雨水害、17年の九州北部豪雨、18年の西日本豪雨、近畿直撃の台風21号などが多発し、特に本年は9月から10月にかけて九州北部豪雨、千葉県を中心とする台風15号による暴風と長期間の大規模停電、台風19号による東北・関東の広域の水害、さらに千葉県を中心に広範囲で甚大な水害をもたらした台風21号による豪雨など、首都圏をはじめ関東甲信越から東北にまで及ぶかつてない規模で家屋の破損や浸水被害が発生し、電気、交通網など生活基盤が長期間滞り、住民の暮らしが大きな影響を受けました。地球温暖化が原因と指摘される海水温の上昇は台風の大規模化をもたらし、進行コースは被害がより大きく広範囲になる傾向が増しており、異常気象による災害が年々顕著になってきています。

　新建築家技術者集団は憲章前文で「建築とまちづくりにたずさわる私たちは、国土を荒廃から守り、かつ環境破壊を許さず、人々のねがう豊かな生活環境と高い文化を創造する目的を持つ」と掲げて創立以来、様々な形で具体化してきました。

　本大会に参加した私たちは、多発する自然災害、それによる被災や復興過程の困難な状況に対し、建築とまちづくりにたずさわる者として、専門的知識と経験を活かし防災、減災、被災者支援に努力していくことを改めて確認し、下記の４点に取り組むことを強くアピールします。

1. 被災者生活支援法にもとづく支援金で、損壊した住宅の再建に、現行では300万円を上限としている支給額を、500万円に引き上ることを求める署名に取り組む。
2. 地域の人々に寄り添った災害関連情報発信を活発に行う。
3. 被災者支援や、被災地調査、減災対策など多岐にわたる活動を行う。また、そのために必要な資金を、建築とまちづくりに関心のある人々に広く日常的に呼び掛ける。

④ 避難所環境の改善を図る。1997年に国際NGOや国際赤十字などがまとめた「人道憲章と人道対応に関する最低基準（通称スフィア基準）」などの理念を参考にし、被災者が尊厳をもって生活をおくる権利や援助を受ける権利を基本とした避難所改善に取り組み、災害関連死ゼロに向けて提案、支援をする。

　　　　　　　　　　2019年11月17日　　新建築家技術者集団第32回全国大会